

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年5月2日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

5 北 社 第 6 7 2 号

令和 5 年 4 月 2 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 3 月 9 日付け 5 北監第 1 3 号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

＜社会福祉法人ゆたか福祉会あかつき共同作業所＞

助成申請において、職員体制加算を計算するための北名古屋市障害福祉サービス事業所運営費等補助実施要領別表に定める「15日以上在籍した常勤換算方法による直接処遇職員の平均の数」の根拠となる職員個別の数値に誤りがあった。

＜所管課：社会福祉課＞

- (1) 助成申請時に提出を受けた通所事業所運営費補助明細書の職員配置体制人数が、別添の職員配置体制を算出した表の人数と合致していないまま受領していた。
- (2) 事業実績報告書に添付された収支決算書等は、評議員会の承認前であるため、事後に承認後の収支決算書等の提出を受けることが決裁されているが、その承認後の収支決算書等の提出がなく、また、提出要請もしていなかった。

2 【措置状況】

＜社会福祉法人ゆたか福祉会あかつき共同作業所＞

指摘事項については、助成申請の内容と根拠となる書類の整合性を確認した上、助成申請するよう指導します。

＜所管課：社会福祉課＞

- (1) 指摘事項については、助成申請の内容と根拠となる書類の整合性を確認した上で受領します。
- (2) 指摘事項については、事業実績報告書に添付された収支決算書等は、評議員会の承認前のものであるため、事業実績報告書に添付された収支決算書等が評議員会で承認されたものと同じものとわかる書類又は承認後の収支決算書等の提出を求めます。また、提出のない事業所については要請をいたします。